

中間取りまとめの

ポイント



中村伊知哉
Ichiya Nakamura

P6

- 世界最先端の法体系に転換する
- 「縦割り規律」に基づく通信・放送法体系を抜本的に見直し
- 3つのレイヤーを基軸として分類
- レイヤー毎に(必要な場合レイヤー間も含め)できる限り法律を集約
- 全体としても法技術的に可能な限り大括り化
- 「情報通信法(仮称)」として一本化を目指す

2007.06

ALL IP化、デジタル化

通信・放送、有線・無線といった区分による規律→

- 情報内容、行為、設備といった行政対象の別
- 表現の自由、利用者の保護、設備の公平安全といった目的の別
- コンテンツ、サービス、ネットワークといったレイヤ別による規律の親和性

情報内容

コンテンツ

多様化

- ・表現の自由
- ・通信の秘密
- ・社会的影響力

- ・コンテンツの多様化、マルチユース
- ・コンテンツの制作・伝送主体の多様化
- ・社会経済活動の通信(コンテンツ)への依存
- ・バーチャルコミュニティの増大

・通信放送二分論、メディア別規律

→影響力、多様な利用形態に応じたスキーム
著作権との整合

行為

サービスプラットフォーム

拡大

- ・通信の利用者利益の保護
- ・公平安全利用

- ・サービスの多様化、社会経済への浸透(商取引、医療、教育、行政、etc.)
- ・プラットフォームのビジネスの確立、拡大(認証・課金、検索etc.)

・事業規律(経済規制)、通信放送二分論

→利用保護(社会規制)、通信放送融合に応じたスキーム

設備

ネットワーク

集約

- ・通信網の利用の保証
- ・電波効率的利用公平分配
- ・人体安全確保

- ・通信放送統合網の整備(映像IPネットワーク)
- ・有線無線総合サービスの普及
- ・自営ネットワークの拡大
- ・TV/PC/モバイル端末の複合

・通信放送二分論、有線無線別規律

→ネットワーク統合(IP化)に適したスキーム

レイヤ別・大括り化

今回の検討対象

国内法

今後の検討課題

国際法制

- ・ITU憲章
- ・ITU条約
- ・サイバーテロ条約
- ・日米地位協定
- ・著作権関連条約
- ・
- ・

通信・放送法制

- ・有線電気通信法
- ・電波法
- ・電気通信事業法
- ・有線放送電話に関する法律
- ・日本電信電話株式会社等に関する法律
- ・放送法
- ・有線テレビジョン放送法
- ・電気通信役務利用放送法
- ・プロバイダ責任制限法
- ・迷惑メール法
- ・不正アクセス禁止法
- ・
- ・

軸

- 通信と放送
- ハードとソフト
- 有線と無線
- 提供と利用

関係法

- ・著作権法
- ・情報公開法
- ・通信傍受法
- ・独占禁止法
- ・電子署名法
- ・風営法
- ・共同溝法
- ・刑法、商法
- ・
- ・

民間ルール

- ・民放連番組基準
- ・通信コンテンツ業界ルール
- ・ARIB技術標準
- ・
- ・

振興法

- ・電気通信基盤充実臨時措置法
- ・特定通信・放送開発事業実施円滑化法
- ・通信・放送融合技術の開発の促進に関する法律
- ・通信・放送身体障害者利用円滑化法
- ・
- ・